

電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証に関する特別委員会 ヒアリング ご説明資料

ソフトバンク株式会社
2019年1月30日

- 1. 通信基盤整備に関する基本的考え方**
- 2. ユニバーサルサービスの在り方**
- 3. 個別論点への意見**
- 4. まとめ**

- 1. 通信基盤整備に関する基本的考え方**
2. ユニバーサルサービスの在り方
3. 個別論点への意見
4. まとめ

社会構造の変化や日本の国土特性等も踏まえた ネットワークインフラの整備は今後も重要な課題

人口集中



高齢化
(人口減少)



自然災害への備え



その中で、**ユニバーサルサービス制度**をどのように位置付けるべきか？

通信基盤の整備は、**競争による促進が第一**であり、**ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ**との認識

競争での課題解決が最優先



公正競争環境整備

足りない部分は他の方策でカバー
(必要な範囲に限定)

僻地のエリア拡大に向けた振興策
(整備事業、補助金等)

設備共用 等(災害時含む)

新技術の活用(衛星等)

ユニバーサルサービス制度



1. 通信基盤整備に関する基本的考え方
- 2. ユニバーサルサービスの在り方**
3. 個別論点への意見
4. まとめ

古くは電電公社の法的独占により確保されていた敷設済み固定通信網について、
通信自由化(1985年)以降は**競争原理の導入**とともに**NTT法にて確保**



+

ユニバーサルサービス
(あまねく日本全国における提供)



公正競争環境整備

電気通信事業法に基づく
競争原理の導入

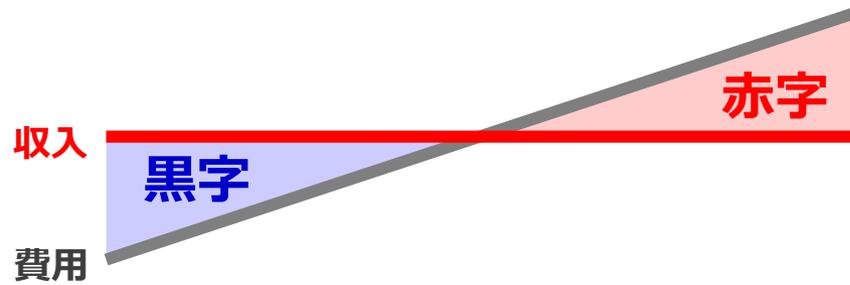
NTT法に基づく
ユニバーサルサービスの確保

競争促進によるメリットを享受しつつ、ユニバーサルサービス確保を企図

採算地域における競争進展に伴い、
NTT東西殿のユニバーサルサービス収支が赤字になるおそれ



回線あたり
収入・費用イメージ



基本料は低廉・ほぼ一律

損益イメージ

競合
他社



採算地域の競争進展
による収入の減少

事業法にて基礎的電気通信役務を定義の上、
ユニバーサルサービス交付金制度を導入し、赤字を補填

もともと基礎的電気通信役務は全国に敷設済みの固定通信網を前提とした 「補填の対象」としての定義

基礎的電気通信役務の規定は、そもそも 01 年の電気通信事業法改正により導入されたユニバーサルサービス制度による補填の対象を規定するものであり、特段の規制の対象となるものではなかった。

出典：電気通信サービスに係る料金政策の在り方について
(電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会：2008年10月) P.46

基礎的電気通信役務
= 「補填の対象」



不可欠性



低廉性



利用可能性

「不可欠性」「低廉性」「利用可能性」を要件とする従来の考え方には合理性が存在

その後の見直しでも、範囲は「補填対象」とすべきか否かの視点で検討

- 2 ユニバーサルサービス基金（以下、「基金」という。）による補填の対象は固定電話とされ、より具体的には、加入電話サービス、公衆電話サービス、緊急通報サービスとされている。
- 3 制度創設時には、移動電話とインターネットを補填対象とするか否かについても議論されたが、これらのサービスは「既に普及が成熟の段階にあって事業者に全国あまねく提供を法的に義務づける加入電話サービス」とは異なる「普及途上にあるサービス」であり、近い将来においてユニバーサルサービスとなることが期待される「次世代ユニバーサルサービス」と位置づけられた。すなわち、基金による補填の対象とはされなかった。

出典：平成17年答申 P.7

以上の趣旨から、現行制度では、ユニバーサルサービス制度による補てんの対象は、加入電話(基本料)、第一種公衆電話、緊急通報とされている。

ユニバーサルサービス制度による補てんの対象は、その提供費用、サービスの普及率、サービスに対する社会的ニーズ、技術の進展動向等を勘案して総合的に判断する必要がある、今後の見直しに当たっては、制度稼働後の対象サービスの動向、携帯電話、光IP電話等その他の電気通信サービスの普及状況等を踏まえ検討を行った。

出典：平成20年答申 P.5

基礎的電気通信役務の範囲の検討には、
「補填対象」か否かという視点が必要

過去、①競争による安定したサービス提供 ②補填の対象とすることが競争上不適当を理由に、基礎的電気通信役務から「市内通話」が除外されている

2 平成12年度にマイライン登録制度が導入され、市内通話にも実質的な競争が導入された後、この状況は大きく変化している。平成15年度におけるNTT東・西以外の事業者のシェアは、通信回数については27%、通信時間についても25%と平成11年度から大幅に増加している¹²。また、平成17年4月末時点で、NTT東・西以外のマイライン参加事業者は、市内通話の登録数の31%を獲得しており、うち5事業者は全国一円をサービスエリアとしてNTT東・西と遜色ないサービスを展開している。すなわち、市内通話については、既に全国的に競争状態が実現し、その中で安定的にサービスが供給されていると考えられる。

3 市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じてNTT東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適当ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。

出典：平成17年答申 P.15

全国的に競争状態が実現・
安定的にサービスが供給

補填の対象とすることは
公正競争上不適当

不可欠性について

「国民生活に不可欠」については、過去答申からは以下のように解釈できる

また、現行の制度において、ユニバーサルサービスの提供に当たっての適正性の確保、サービスの維持のための補填等に関しては、電気通信事業法第7条で「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」と規定されている「基礎的電気通信役務」に関する規定により確保されている。この「基礎的電気通信役務」の対象としては、NTT法に基づく解釈・運用と整合をとる形で、総務省令（電気通信事業法施行規則第14条）により、「加入電話」等をその対象としている。

出典：H22年答申 P.9

これは、国民生活や社会経済活動においてそれが利用できない場合には、著しく支障が生じる基礎的な通信手段であって、国民生活に不可欠であると広く認識される電気通信役務について、採算地域、不採算地域を問わず、全国どこでも原則として地域間格差なく利用できることを確保する必要があるものとして規定されたものであり、現在、加入電話、緊急通報、第一種公衆電話がその対象とされている（電気通信事業法施行規則第14条）。

出典：H22年答申 P.17

また、携帯電話の利用実態については、平成19年「通信利用動向調査」によると、20代から40代では9割を超えているものの、60代後半では約6割、70代では3割、80代では約1割の者が利用したことがあるに過ぎない状況である。また、都市規模別に見て、都市部（県庁所在地等）の個人利用率が77.9%であるのに対して、町村地域では、70.6%にとどまっており、その利用が相対的に低いため、高コスト地域における高齢者にとって、いまだ携帯電話は、加入電話と代替可能なサービスとはなっていないと考えられる。

出典：H20年答申 P.6

NTT法に基づく解釈・運用と整合

国民生活や社会経済活動において 利用できない場合には著しく支障

地域・世代を問わず利用

サービスの「不可欠性」の有無については、過去経緯も踏まえて議論すべき

元々、「低廉性」「利用可能性」を満たしていた
敷設済み固定通信網の維持が目的



※事業法に「不可欠性」以外の記載がないのは上記経緯による

更に、「補てん対象」という点に着目すれば、**「不可欠性」とは、単に「誰もが利用しているもの」という意味合いでなく、「競争の補完(基金の発動)をしてまでも、利用を確保しなければ、社会的排除につながり得るもの」という意味を含んでいると解釈すべき**

経緯のまとめ

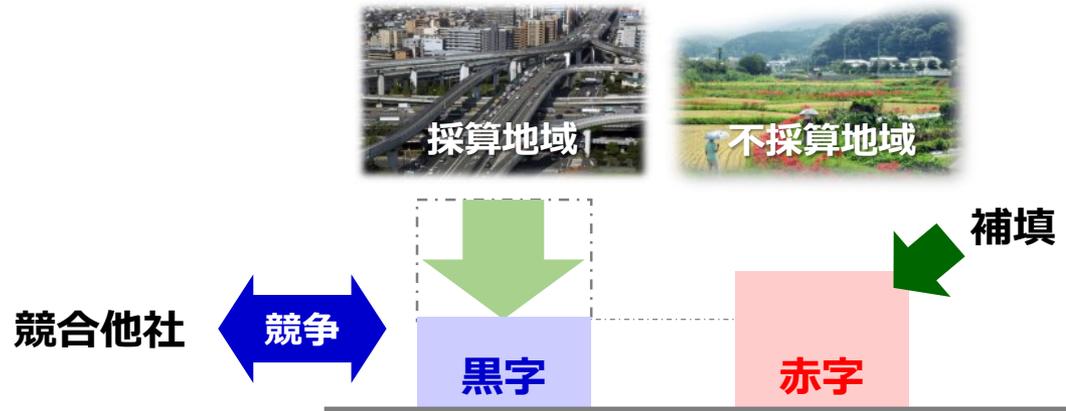
- ① 基礎的電気通信役務の定義は、交付金制度と同時に導入された
(基礎的電気通信役務は、「補填対象」を規定するために設けられた定義)
- ② 基礎的電気通信役務の範囲は、「補填対象」とすべきか否かで決められた
- ③ 競争進展・補填不要と判断された役務は、基礎的電気通信役務から除外された

	電気通信事業法	NTT法	基礎的電気通信役務の範囲
1985年	競争原理の導入	NTT殿に対し ユニバーサルサービス義務 利用可能性の確保	【事業法上の規定なし】 ※NTT法にて「電話」
1998年	NTT殿の加入電話等へ プライスカップ制度の導入 低廉性の確保		
2002年	ユニバーサルサービス交付金制度・ 基礎的電気通信役務の導入		加入電話・第一種公衆電話・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報
2004年	デタリフ化 (基礎的電気通信役務は対象外)	①ユニバーサルサービス交付金制度と 基礎的電気通信役務をセットで導入	②補填対象を規定
2006年	ユニバーサルサービス交付金制度・ 基礎的電気通信役務の見直し (ベンチマーク方式への移行等)	③競争進展・補填不要により 市内通話を除外	加入電話(市内通話を除く)・ 第一種公衆電話・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報

1. 通信基盤整備に関する基本的考え方
2. ユニバーサルサービスの在り方
- 3. 個別論点への意見**
4. まとめ

制度の対象範囲(利用者間格差への対応等)

制度の趣旨を踏まえれば、競争への影響や負担金の最小化の観点から、
基礎的電気通信役務の範囲は可能な限り限定すべき



採算地域の競争進展に伴い
 地理的弱者(不採算地域)を救済

- ② また、ユニバーサルサービス政策の目標としては、従来から地理的格差を対象としてきているが、この他にも所得格差（低所得者を対象）やリテラシー格差（障害者や高齢者を対象）を対象とすることも考えられる。しかし、所得格差やリテラシー格差の解消が社会的に極めて重要であることは論を待たないものの、社会福祉政策との切り分けについて広く国民各層のコンセンサスを得る必要があると考えられる。したがって、以下の検討においては地理的格差の発生防止をユニバーサルサービス政策の目標として位置付けるものとする。

出典：第一次答申 P.51

対象の拡大には国民合意
 が不可欠

基本的には地域間格差の解消に限定

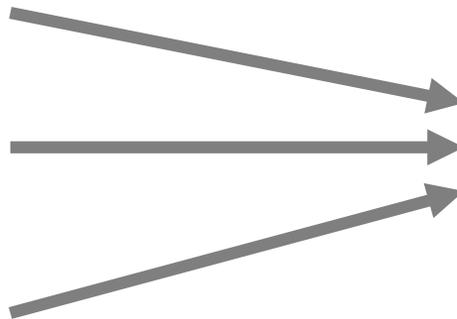
現行の指定範囲について

現行指定サービスはその役割に照らし、変更する必要はない認識

また、加入電話は、携帯電話や光IP電話等の急速に普及する新規かつ多様な音声伝送サービスとの相互接続性を確保していることから、あまねく日本全国をカバーしていることと相まって、当初はサービスエリアの広がりが制約されるこれらのサービスの利用者における通信の完結にも、引き続き重要な役割を果たしていると考えられる。

出典：平成20年答申 P.6

加入電話は
通信の完結に重要な役割



加入電話

社会的役割の重要性に鑑みて必要
(当面、特に着信先として)

- 役所
- 企業
- 病院
- 宿泊施設
- 飲食店 …

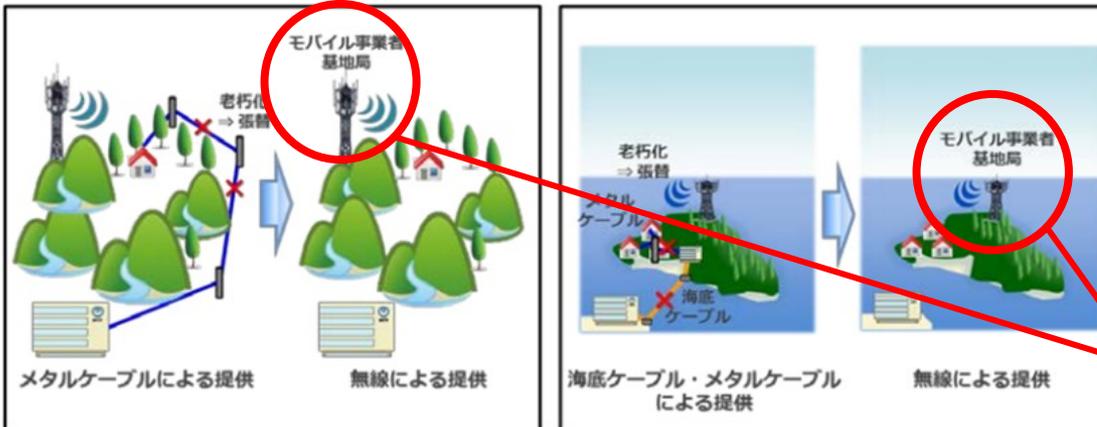
} 0AB-J番号・位置固定利用

本来はNTT東西殿の自社設備にて提供されるべきだが、
効率性確保のための一部区間の無線活用は考えられる

NTT法・事業法で期待される役割(公正競争要件確保等)に反さない範囲にとどめるべき
※NTT法の改正は必要最小限とすべき

山間エリア

離島エリア



【検討が必要な事項】

地域電気通信業務への支障を避けるべく
無線活用範囲の限定・条件の明確化

他社回線活用時のオープンなルール化

(出典)第1回主査ヒアリングNTT提出資料

携帯電話の扱いについて(3要件との比較)

過去、指定の3要件と照らし合わせ、指定見送り

一方、急速に普及してきている携帯電話については、その加入数が平成 19 年度末には 1 億 272 万契約と 1 億契約を越え、その普及が拡大しているが、その人口カバー率は、99.8% (平成 19 年度末現在)で、いまだ携帯電話を利用できない居住エリアが残っており、また、基本料等について、低廉化してきているものの、端末の費用も含めた加入のための費用は加入電話に比べ、依然割高な状況にある。

また、携帯電話の利用実態については、平成 19 年「通信利用動向調査」によると、20 代から 40 代では 9 割を超えているものの、60 代後半では約 6 割、70 代では 3 割、80 代では約 1 割の者が利用したことがあるに過ぎない状況である。また、都市規模別に見て、都市部(県庁所在地等)の個人利用率が 77.9%であるのに対して、町村地域では、70.6%にとどまっており、その利用が相対的に低いため、高コスト地域における高齢者にとって、いまだ携帯電話は、加入電話と代替可能なサービスとはなっていないと考えられる。 出典：平成20年答申 P.6

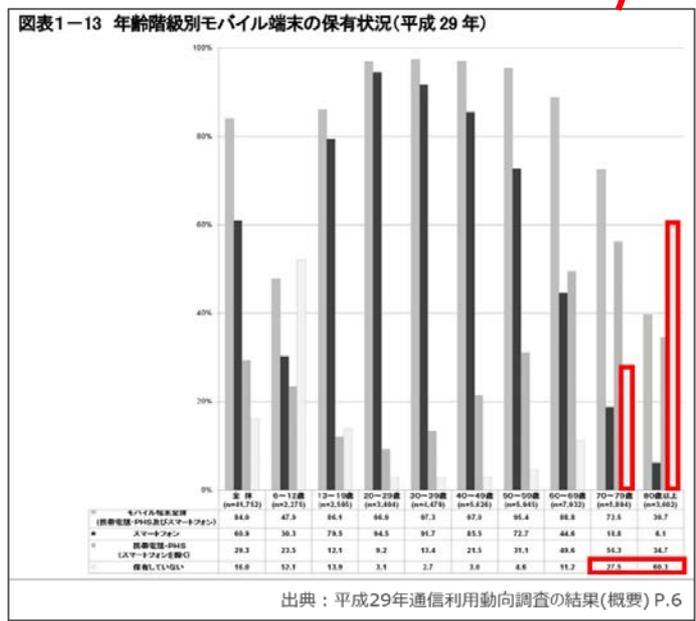
利用可能性：
利用できない居住エリア有

低廉性：
加入電話が相対的には廉価

不可欠性：
特定世代の低利用率等

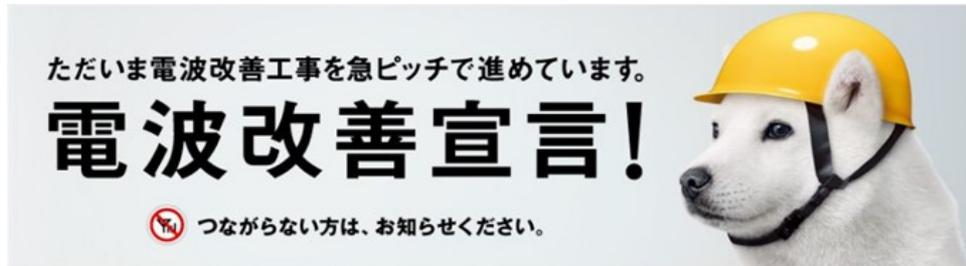
最新の通信利用動向調査でも、特定世代の低利用率が示されている

70歳代の27.5%、
80歳以上の60.3%が
モバイル端末を保有していない

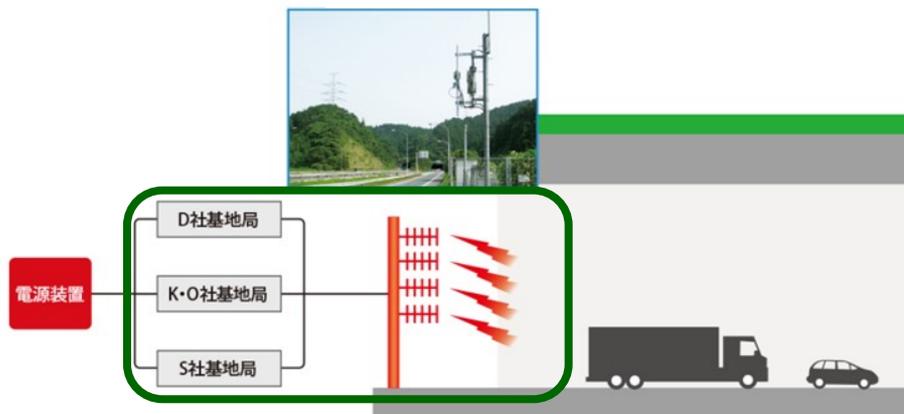


携帯電話は競争を通じて、エリア拡大・維持がなされている

※一部共用スキームを用いた基盤整備も存在



カバレッジは顧客獲得に影響
競争を通じてエリア拡大を実施



競争による拡大が困難な地域は
共用スキームを既に運用
(トンネル・地下街等)

出典：公益社団法人移動通信基盤整備協会ウェブサイト

**現時点で補填対象とする必要がない
(ユニバーサルサービスコストが増加し、補てんにより却って競争を歪める)**

ユニバーサルサービスとして**モビリティ(どこでも利用可能)の確保までは不要と想定され、それ以外については指定済の加入電話と公衆電話でカバーできている認識**

生活の拠点
(自宅・企業等)



加入電話

戸外



公衆電話

※500m四方または1km四方に概ね1台

戸外での**最低限の通信手段**として
公衆電話を指定

また、災害時等における優先電話としての指定が一部にとどまっている携帯電話と比較すると、公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、また、公衆電話は、携帯電話のような個別の加入契約が必要なく、基本料が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の意義は失われてはいないと考えられる。

出典：平成20年答申 P.8

災害時等の優先電話としての特性
加入契約・基本料不要を評価

必要な場所における必要なサービスは確保済みのため、範囲の拡大は不要

前頁までの事項に加え、下記の課題や懸念事項が存在することも踏まえ、
携帯電話に対するユニバーサルサービスの指定や指定に基づく追加的義務は不要

【電波性質】



安定的提供が
固定に比べて困難な面が存在

【料金設定上の制約】



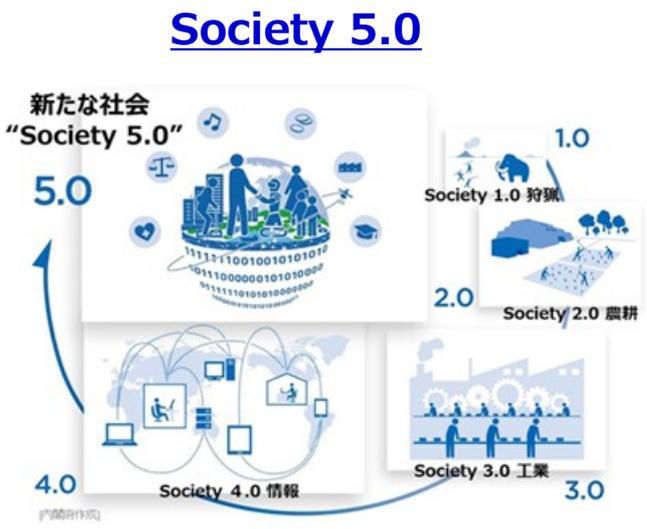
料金設定の裁量に制約の懸念
(法人向け相対提供不可等)

EUのユニバーサルサービス指令(2002年発効)では、5度の見直し検討も、 携帯電話(モビリティ)は非対象

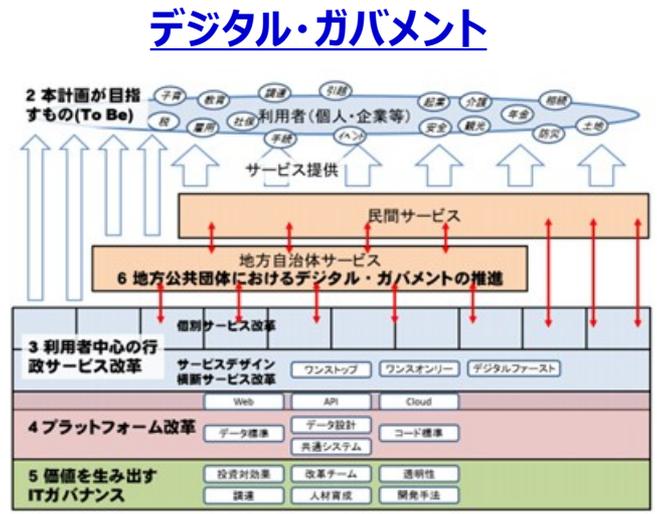
	検討対象	評価	結論
#1 2005年	携帯電話(2G)	<ul style="list-style-type: none">98~100%の人口カバー率低廉な料金を「高度に競争的な小売市場」により保障	非対象を 継続
#2 2008年	携帯電話(2G)	<ul style="list-style-type: none">EU27カ国で普及率112%加入者の60%が低廉なプリペイドサービス利用加入電話月額使用料より低廉な、低利用(音声・SMS)サービス	
#3 2011年	移動通信	<ul style="list-style-type: none">取引拡大(EU人口の124%超)、価格低下(前回レビューより30%減少)により広範な利用可能性と排除リスクがないことを確認移動通信は競争市場で提供を継続	
#4 2014年	携帯 ブロードバンド	<ul style="list-style-type: none">技術の進展により、固定・移動の融合・代替に固定の場所へのユニバ義務の提供をサポートする	
#5 2017年	携帯 ブロードバンド	<ul style="list-style-type: none">EU加盟国30カ国で依然として固定通信を対象EU加盟国間で、携帯ブロードバンド料金に大きな差異なし	

2030年以降に向けて

社会環境変化により通信サービスへの期待や役割も変化 (より高度なネットワークが求められる)



出典：内閣府ウェブサイト



出典：デジタル・ガバメント実行計画
(デジタル・ガバメント閣僚会議決定：2018/7/20) P.6

**他方、ユニバーサルサービスの視点において
どのようなサービスをどこまで保証すべきかは慎重な議論が必要**

音声(電話)・データ(メール、Web)・IoTサービス等

住居・戸外(その範囲)

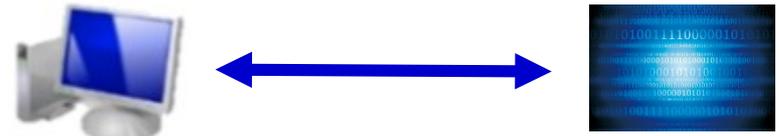
ブロードバンドの有無が情報格差につながり得るため、
将来的には不可欠となり得る

従来



即時性を有するコミュニケーション手段
緊急通報

今後



情報へのアクセス手段
行政手続等

▼
情報格差による社会的排除を回避

市場の競争状況、ユーザーズや地域事情の多様化等を踏まえると、
本質的に保障すべきはアクセスで、その為に基幹的なアクセス部分の確保が必要



ユニバーサルアクセスの概念の検討の必要性

1. 通信基盤整備に関する基本的考え方
2. ユニバーサルサービスの在り方
3. 個別論点への意見
- 4. まとめ**

①

**基盤整備は競争促進が第一で
競争で解決できない部分に補完手段を検討**
(ユニバーサルサービス制度は手段のひとつ)

②

**基礎的電気通信役務の範囲は、
制度の経緯・趣旨から「補てん要否」という観点が必要**
(補てん要否は競争面、国民負担最小化等の側面に照らして判断)

③

**多様な技術を用いた固定電話の提供については、
NTTグループに係る公正競争要件に影響を与えないことが必要**

④

携帯電話のユニバーサルサービス指定は不適
(仮に制度の趣旨・位置づけ等、変更した上での指定の是非を検討する場合、
規制内容含め見直し要。ただし、⑤とセットで、中長期を見据えた慎重な議論が必要)

⑤

将来的にユニバーサルアクセスの保障が必要となる可能性高
(短期的な議論とは分けて、サービスベースの規律との関係性等、丁寧に議論すべき)

Appendix

略語	文書名
平成22年答申	ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 (情報通信審議会：2010/12/14)
平成20年答申	ユニバーサルサービス制度の在り方について (情報通信審議会：2008/12/16)
平成17年答申	ユニバーサルサービス基金制度の在り方 (情報通信審議会：2005/10/25)
最終答申	IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申 (情報通信審議会：2002/8/7)
第二次答申	「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第二次答申 (電気通信審議会：2002/2/13)
第一次答申	「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第一次答申 (電気通信審議会：2000/12/21)